

【基本方針3】 いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくり

～自立支援と社会参加の促進～

■■ 基本方針実現のためのイメージ図 ■■

めざす将来像

だれもが社会の中で 個性を生かし 生きがいを持って
自分らしく暮らす 環境が整っています

■ めざす将来像を実現するために何が必要？

働 く

障害があっても働くことができるよう、いろいろな手助けを
しましょう。
障害があっても会社で働く人が増えるようにしましょう。

学 ぶ

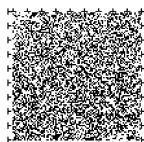
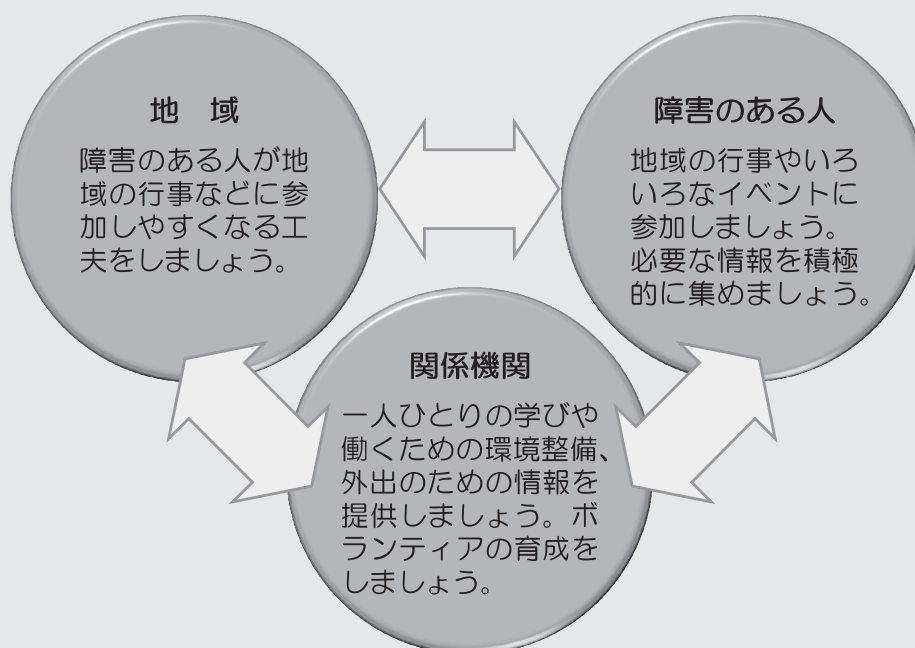
一人ひとりに合った教育が受けられるようにしましょう。
だれもが障害について学ぶことができるようにしましょう。

参 加
す る

障害のある人が外出しやすくなる手助けをしましょう。
いろいろな芸術活動やスポーツを楽しめるようにしましょう。

■ それぞれの立場で取り組みましょう

(その時々によって、立場は変わります)



1 就労・雇用への支援《働く》

障害者とその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障害者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障害者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

現状と課題

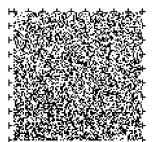
「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成30年4月からは、それまでの身体障害者、知的障害者のほか、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、法定雇用率も令和3年3月から民間企業2.3%、国及び地方公共団体2.6%にそれぞれ引き上げられました。

また、平成25年6月の改正により、雇用の分野において、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障害者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

令和2年6月1日現在、宇部公共職業安定所管内にある企業全体の障害者の雇用率は2.28%で、60.9%が法定雇用率を達成しています（P12 参照）。今後も、企業・事業主に対して障害者雇用に関する啓発や情報提供を行うなど、障害者雇用を促進することが必要です。

障害者アンケート結果を見ると、働いていると回答した障害者のうち、正規の社員・職員として働いている人は少なく、特に知的障害者と精神障害者では、福祉施設（福祉作業所）に通っている人の割合が高いことがわかります（図6参照）。

障害者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障害者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力を求めるところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障害者が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障害者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

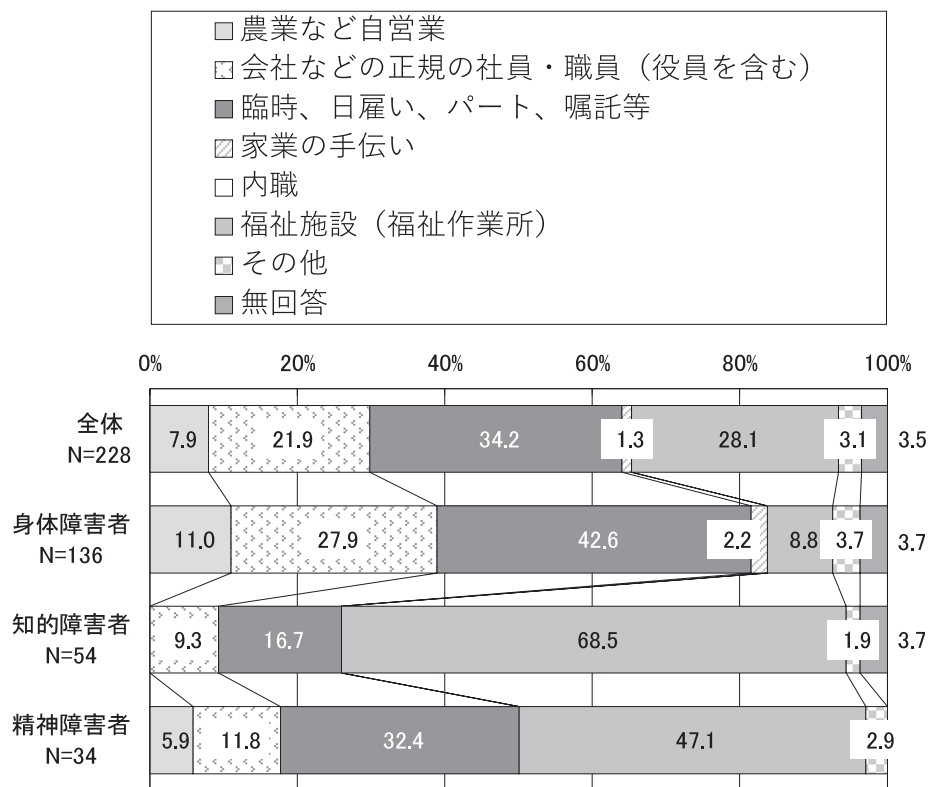


また、障害者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査結果によると、「収入が少ない」「職場の人間関係が難しい」などの回答割合が特に高くなっています（P19 参照）が、就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。定着のための支援としては、障害福祉サービスの就労定着支援や各支援機関の職場訪問などがありますが、それでも職場に定着するという事は非常に難しい課題であり、さらなる支援の在り方の検討が必要となります。

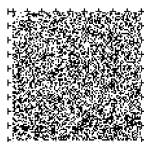
一方、民間企業での雇用が困難な障害者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型やB型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障害者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。本市は、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの優先調達推進方針を定め、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っています。今後もその発注拡大を図る必要があります。

図6 就労の形態や場所(働いている人のみ)



資料：アンケート調査結果



今後の取り組み

① 事業主等への啓発・広報

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めます。

また、障害者トライアル雇用や短時間就労など、障害者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解促進に努めます。

② 市役所における雇用の確保

障害者の雇用については、障害者の任用を適宜実施することで、就業の機会の確保に努めます。

③ 就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障害者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型、B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けたさらなる支援に努めます。

④ 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の構築

美祢市地域自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して、企業や関係機関とのネットワークのさらなる充実に努めます。

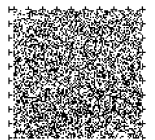
⑤ 就労定着支援の充実

就労定着支援（障害福祉サービス）の普及・啓発を行い、積極的な活用による障害者の職場定着を促進します。

また、障害者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障害者の就労定着の支援を行います。

⑥ 障害者就労施設等への支援

美祢市における障害者優先調達推進方針に基づき、庁内各部署において、障害者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努めます。



2 教育・療育への支援《学ぶ》

身体障害や知的障害のほかに、近年、自閉症スペクトラムなどの発達障害またはその疑いのある子どもは年々増加傾向にあります。障害のある子どもや発達に課題のある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況をなくすためには、身近な地域において、困っていることに対する周囲からの支援が必要です。

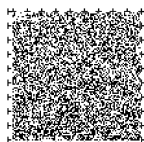
また、ノーマライゼーションの理念からは、障害のある子どもも、障害のない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障害のあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある子どもが、合理的配慮の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない子どもと共に受けることのできる教育の仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築しなければなりません。

現状と課題

乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障害の早期発見の機会であるとともに、保護者が育児などについて相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないように、健診の場で専門的な相談ができる体制の整備が必要です。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの療育については、児童発達支援センターや児童相談所、医療機関等の関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的な療育体制の確保を図っており、痰の吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しての支援も求められています。また、子どもにとって、集団の中でのさまざまな体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、市内の保育園、認定こども園等では障害のある子どもや発達に課題のある子どもの受け入れに努めています。

一方、インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、障害のない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。



本市では、障害のある子どもの教育に関し、乳幼児期を含めた早期から随時、教育相談や就学相談を行うことにより、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるように十分な教育が受けられるよう努めています。就学先の決定においては、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、本人・保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断しています。また、本人・保護者と学校等の関係者とが、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っています。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続したり、学びの場の見直しを柔軟に行ったり、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報を、その取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

今後の取り組み

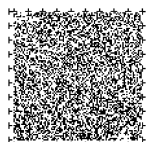
① 相談支援体制の充実

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。

子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育園、認定こども園等、学校、医療機関、福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

② 障害のある子どもへの支援に関する情報提供

市の広報やホームページ、つぼみねっと（美祢市子育て応援サイト）等を活用し、障害のある子どもへの支援に関する情報の周知徹底を図ります。



③ 障害児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

障害のある子どもや発達に課題がある子どもが、保育園、認定こども園等で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園、認定こども園等での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備に努めます。

④ 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援

医療的ケアが必要な子どもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に努めます。

⑤ 障害児通所支援の充実

障害のある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実に努めます。

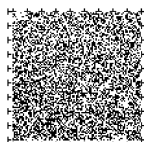
⑥ 障害のある子どもとその保護者同士の交流の促進

障害のある子どもとその保護者同士が交流の機会をもつことで、お互いの経験を活かし、気軽に相談し合える環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

⑦ 就学及び教育支援体制の充実

障害のある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障害のある子どもの発達の程度、適應の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へのさらなる周知に努めます。



⑧ 個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践

障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、評価を行います。

また、適切な就学指導や進学がスムーズに行われるよう、定期的に幼保小連絡協議会、教育支援委員会、教育相談会等を開催し、情報の共有を図るとともに、学校卒業後の進路指導も見据え、就労支援機関とのさらなる連携構築に努めます。

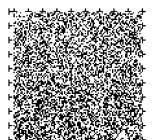
⑨ 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者が、より専門的な研修等に参加できるようにし、発達障害や障害種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する研修会等への参加を促すことで、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

⑩ 教育環境の整備

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材を提供するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じたタブレット端末等の支援機器の整備・充実に努めます。



3 社会参加への支援と人材の育成《参加する》

障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。既に述べた日常の外出支援やバリアフリー、情報提供の充実のほか、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動への参加支援やコミュニケーション支援、さらにはそれら支援を担うボランティア等の人材育成に取り組む必要があります。

現状と課題

障害者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上でも重要です。また、障害者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要です。さらに、近年、障害者スポーツは、パラリンピックに象徴されるように、競技スポーツとしても広く認知されるようになってきました。

障害の種別、程度に関わらず、誰もが気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

一方、視覚障害者・聴覚障害者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。本市では、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、手話奉仕員・要約筆記者の派遣事業を行うほか、手話奉仕員の養成を行っています。

しかし、これらコミュニケーション支援をはじめ、障害者を対象とするボランティア等の人材は十分とは言えません。アンケート調査結果を見ると、障害のある人を対象とするボランティア活動をしたことが「ある」と回答した人は9.3%にとどまっています（図7参照）。ただし、障害のある人を「できる範囲で支援したい」と回答した人（図8参照）やボランティア活動に「参加したい」と回答した人（図9参照）は少なくありません。ボランティアに参加していない理由として、「参加のきっかけ、機会がなかった」という回答が最も多かった（図10参照）ことも踏まえ、今後は、ボランティア活動に関する情報提供や参加するきっかけづくりに努めることも重要です。

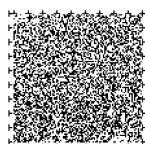
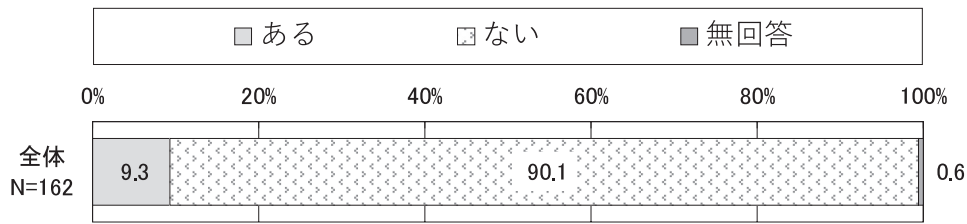
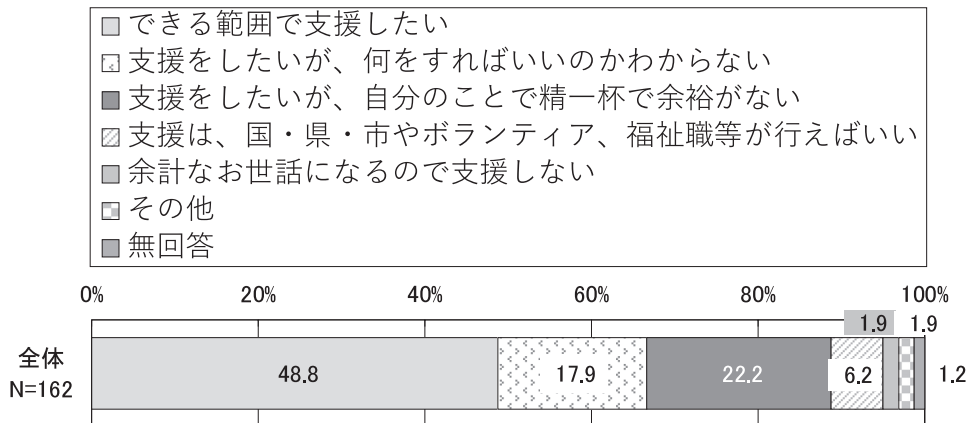


図7 障害のある人を対象としたボランティア活動をしたことがあるか(障害者手帳を持っていない人)



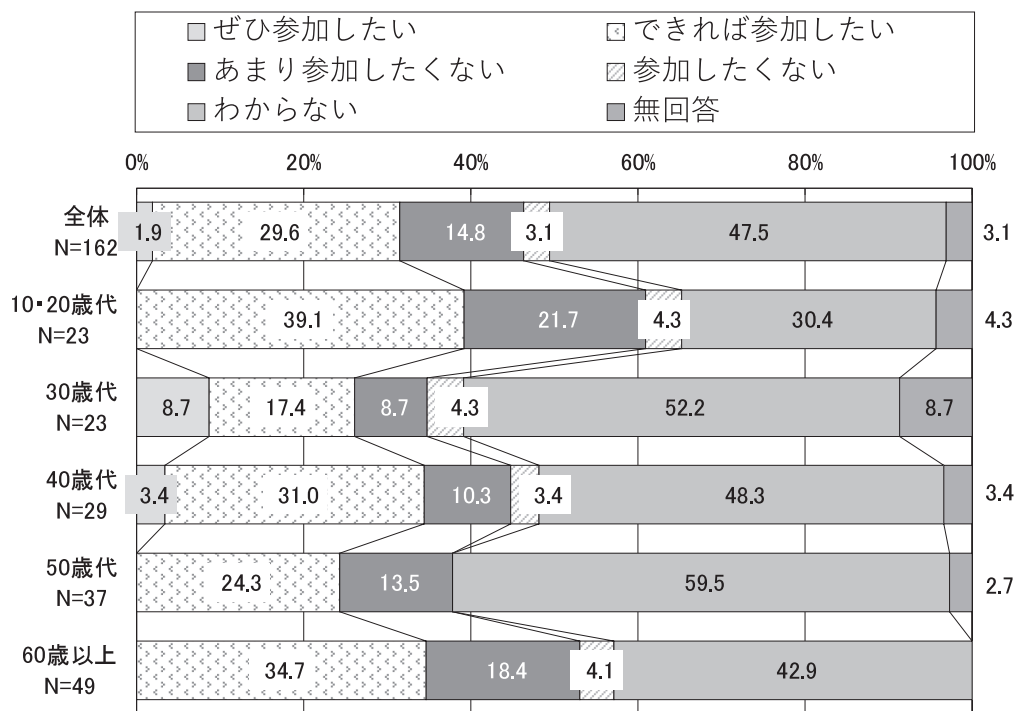
資料：アンケート調査結果

図8 障害のある人に対する支援についての考え(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

図9 今後障害のある人を対象とするボランティア活動に参加したいと思うか(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

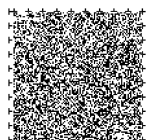
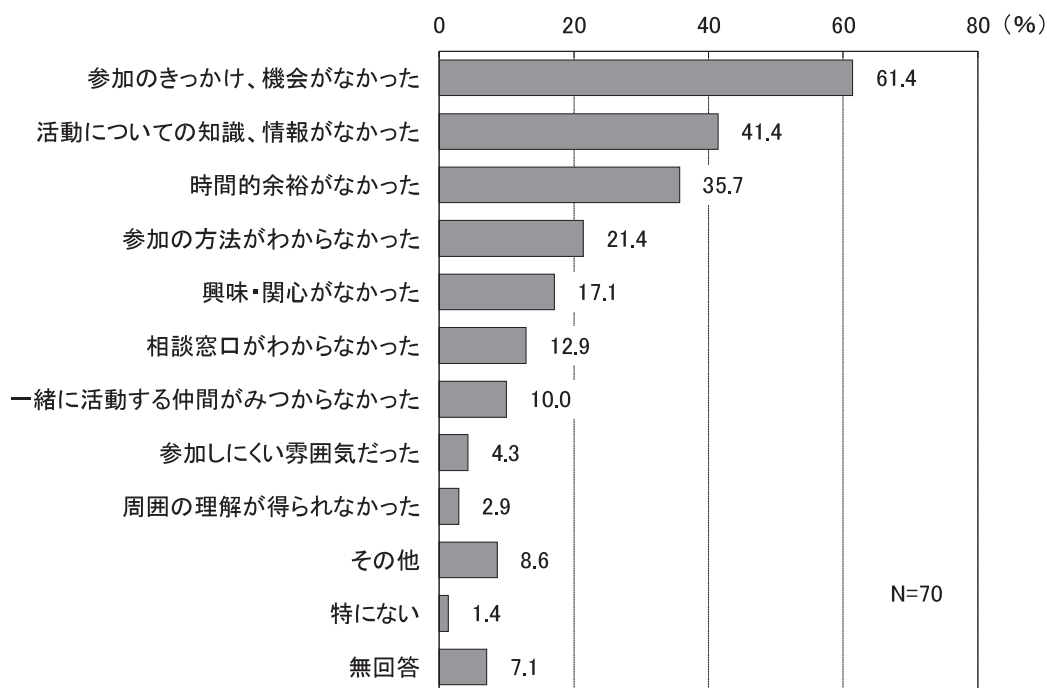


図 10 障害のある人を対象とするボランティアに参加していない理由
(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 文化芸術活動の支援

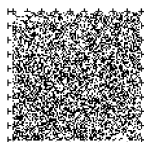
障害者が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、文化芸術活動の情報提供に努めるとともに、文化芸術活動の発表の場を提供します。また、障害者が文化芸術にふれる機会の創出に努めます。

② 各種イベント等への参加促進

市や関係機関が主催する各種行事・イベントや、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

③ スポーツ活動への参加促進

スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障害者のスポーツ活動への参加促進を図るため、山口県障害者スポーツ協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知に努めます。



④ コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚障害者等のコミュニケーション支援として、今後も手話奉仕員・要約筆記者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

⑤ 情報・意思疎通支援用具の給付

重度障害者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障害者のコミュニケーションを支援します。

⑥ 外出機会の提供と当事者団体等への支援

障害のある人の外出や余暇活動等への参加を促すため、地域活動支援センターの機能強化を図るとともに、参加しやすい小旅行やレクリエーション活動の場を設け、参加者の親睦を図ります。

また、当事者団体や家族会の体制づくりや活動への支援を行います。

⑦ ボランティアの育成と活動支援

各種研修会等を開催し、ボランティアをはじめとする福祉人材の発掘、養成及び資質向上を図ります。

また、ボランティア個人や団体の支援、養成と啓発事業を行っている美祢市社会福祉協議会など関係機関に対する支援や協力を行います。

